

亀山彰委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 亀山委員。あなたの持ち時間は60分であります。

亀山委員 新田知事、2期目の当選おめでとうございます。

36万9,908票という立派な成績で、県民の信頼を得ました。スピード感を持って、県民の期待に応えていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

地域産業の活性化について伺います。

県内の地熱資源開発に係る調査について、令和6年2月20日に出されている企業局の資料によると、「立山温泉地域における令和6年度事業計画では、既存の調査井での地熱発電の可能性を検討するに当たり、光ファイバーセンサーを用いた新たな探査技術について有効性が期待できるため、実証実験段階にあるこの新しい技術の開発状況を注視しながら、当地域で活用する方策について検討を続ける」となっています。

また、バイナリー発電導入の可能性調査においても、令和6年度の事業計画では「地域の温泉資源を枯渇させないこと、また関係者の理解や協力を得るための科学的根拠が必要なことから、魚津市内で地下に熱水が貯留している可能性の高い場所を推定するため、専門的な調査（地表調査）を実施する」となっています。

そこで、現在の進展状況について企業局長に伺います。

牧野企業局長 まず立山温泉地域でございますけれども、地熱発電の可能性を探るため、これまでに掘削した調査井、深さ1,600メートルの調査用の井戸でございますけれども、これを活用したさらなる調査を検討しておりまして、手法の一つとして、委員からも御紹介ございましたが、光ファイバーセンサーを用いた新たな探査技術の有効性が期待できることから、その

開発状況を注視しております。

この探査技術は、調査井内に光ファイバーを設置しまして、温度測定と地震波測定を行うことによりまして、未掘削の領域の地質構造を解明し、地熱貯留層の位置推定が期待できるものでございます。

現在、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）におきまして実証実験が行われておりまして、この新技術の活用が可能となれば、立山温泉地域において地熱資源のさらなる調査を検討したいと考えております。

また、温水を活用して発電しますバイナリー発電の導入可能性の調査につきましては、昨年度の調査におきまして、魚津市において導入可能性があるとの結果を得ましたことから、今年度は魚津市内の地下の熱水貯留分布を推定するため電磁探査を行っておりまして、電磁探査は既に終わっておりますが、現在測定結果の解析を進めております。解析は来年1月には完了する見込みとなっております。その結果を踏まえ、バイナリー発電の導入に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

亀山委員 私も水谷のほうで温泉に入ったりしていましたものですから、これは進めていただきたいなと思っております。

次にですけれど、11月に入って地熱発電に対する動きが活発化しています。報道によれば、経済産業省は再生可能エネルギーの拡大に向け、世界3位の資源量を保有する地熱発電の開発を促すため、新たな支援に乗り出すとのことでした。

地熱発電の開発においては、多額の調査費用や地元との調整の難しさがネックとなっているが、民間に代わって国が掘削調査を行うこと、参入障壁を低くすることで、年度内に改定する予定の次期エネルギー基本計画にも、地熱発電の開発促進や国の支援方針を盛り込むとされています。

また、新たな支援策では、政府系の独立行政法人エネルギー

一・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が初期調査を手がけ、地表温度などを基に地熱発電に適した場所を探し出し、掘削や地下構造の確認まで行い、地元との協議も政府主導で行い、商用化の見通しが立つと判断すれば、事業者を公募するとされています。

そこで、令和7年度に候補地の選定を進め、早ければ令和8年度にも調査を始めるため、令和8年度当初予算で必要な財源を確保する考えとなっています。加えて、先般まとめられた、総合経済対策において「我が国が高い潜在力を持つ地熱発電や中小水力発電については、早期の事業化を支援する。地熱発電の有望な開発地域の地表調査・坑井掘削調査の支援、次世代型地熱技術の事業化に取り組む」とされており。

平成28年度には、国の補助事業を活用して地熱資源開発調査事業も実施されました。そこで、企業局の地熱発電の開発に向けた取組において、国の支援策と次世代型の地熱技術の活用についての現状と見込みを企業局長にお伺いします。

牧野企業局長 企業局では、立山温泉地域につきましては、平成28年度から国の支援を受けて地熱発電の可能性調査を進めてまいりましたが、現段階の技術では採算に見合う発電規模が見込めず、今後の資源探査精度の向上や掘削・建設費用の縮減に資する技術開発の促進を国へ要望してきたところでございます。

委員から御紹介もございましたが、このたびの国の新たな総合経済対策では、地熱発電の有望な開発地域の地表調査・坑井掘削調査の支援や次世代型の地熱技術の事業化に取り組むこととされており。このうち開発地域の調査への支援につきましては、国が選定する地域において、エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が資源調査から掘削までの開発リスクの大きな部分を担い、発電事業者が参入しやすい環境を整備するとされており。

まだ支援策の詳細は公表されておりませんが、立山温泉地域では、先ほど申しましたように、さらなる調査を検討しているため、国等から情報を収集しますとともに、立山温泉地域が支援の対象にならないか協議してまいりたいと考えております。

また、次世代型の地熱技術につきましては、国において、官民協議会による技術評価や研究開発、実証支援などを通じて、2030年を目指して早期の事業化を促進することとされておりますので、今後の動向を注視し導入可能性等を研究してまいります。

亀山委員 それこそ見通しが立つように、汗をかいていただきたいなど。令和8年度の当初予算に盛り込まれるよう努力していただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、立山砂防の世界文化遺産登録への取組について伺います。

安政の地震から100年後、新田知事が産声を上げられました。関係ないですか。

県では、長年、立山カルデラの砂防に取り組まれるとともに、立山砂防の世界文化遺産登録に向けた活動をされておりますが、砂防を理解している県民はどれだけの方がおられるのでしょうか。

オーストリアで開催された国際防災学会インタープリメント2024では、立山砂防の国際的な価値や県営砂防から国直轄砂防に至る取組、県の普及啓発に係る取組などを発表されたとのことですが、手応えはあったのでしょうか。新田知事は、2期目の公約に「立山砂防の世界文化遺産登録に向けて引き続き挑戦」を掲げられており、さらなる取組が期待されるところであります。

そこで、これまでの活動を踏まえた手応えと現状の課題、そして今後の取組について知事にお伺いいたします。

新田知事 亀山委員も同じ年に産声を上げられたと理解しております。

立山砂防の世界遺産文化登録に向けてですが、白岩堰堤など3つの砂防施設の重要文化財指定、また、国際シンポジウムや国際学会での発表として、技術的な観点からの国際的価値を明示してきました。

本年6月にオーストリアで開催された国際防災学会インタープリメント2024でも、白岩堰堤の空撮でのVRなどを活用して、欧州を中心とした世界の土砂災害の研究者へ立山砂防の国際的価値を直接PRし、世界文化遺産登録の取組に支持を頂いたところです。そういう意味では、ある程度の手応えは感じております。

一方で、文化庁や世界遺産の専門家からは、立山砂防で確立された流域全体の防災土砂管理技術について、世界の近代砂防技術の到達点と主張するに至る価値の証明に必要な客観的資料の調査が不足しているのではないかと指摘を受けています。

今後、立山砂防の技術的価値や世界の近代史における意義を客観的に立証するため、世界遺産や砂防の専門家を交えた検討会議のアドバイスを得ながら、文献史料や当時の設計図などの精査、分析など、総合的な調査に地道に取り組む必要があると考えます。

また2026年、立山砂防は直轄砂防事業の開始から100年の節目を迎え、県民や国内外の理解・関心を一層高めることも大変重要であることから、立山砂防に関する積極的な情報発信にも努めます。

世界文化遺産登録にはまだまだ息の長い取組が必要となると承知しておりますが、暫定一覧表の見直しに向けた国の動きもにらみながら、引き続き国や関係団体と連携協力して着実に進めていきたいと考えます。

亀山委員 私の娘が長崎に嫁に行っており、そこには文化遺産登録されているところが結構あり、幾つも見ていきますと、ほとんどが観光化されております。今、この立山砂防は、観光化ということには1歩も2歩も後進ということでもありますので、少しでも観光化できるものであればしていただきたいなと思っております。

次に都市計画区域マスタープランについて伺います。

4つの基本理念「快適で活力ある都市づくり」、「地域の個性を活かした魅力ある都市づくり」、「安全で安心して暮らせる都市づくり」、「広域的な交流・連携を支える都市づくり」に基づくマスタープランは、都市計画区域ごとにその都市計画の基本的な方向性を示すもので、将来像やその実現に向けた道筋を明らかにしています。14区域のうち2区域を除き平成25年3月におおむね20年後の都市の姿を展望し策定されておりますが、人口減少など社会情勢の変化なども踏まえながら、適宜見直しも必要とも考えます。

そこで、都市計画区域マスタープランについて、現プランの進捗状況と見直しに向けた検討状況について土木部長にお伺いします。

金谷土木部長 県内14の現行の都市計画マスタープランでございますけども、平成28年までに策定しておりまして、公共交通網を生かした集約型都市構造への転換などを目標としております。

14区域において、この計画に基づき、県や市町村などでは、居住や都市機能の集積を目指す立地適正化計画の策定、あるいは富山駅周辺では、都市計画道路富山駅南北線の整備や土地区画整理などが進められてきたところであります。

14の現行のプランは策定から約10年が経過しておりまして、人口減少のさらなる進行や、自然災害の頻発・激甚化など社会情勢の変化に対応するため、令和4年度から見直しを進めてい

るところであります。

この見直しでは、土砂災害などのリスクの高い区域における開発の抑制なども盛り込むこととしておりまして、現在まちづくりの主体である市町村と緊密に連携を図りつつ、見直し案について、国など関係機関と調整を進めているところでございます。

今後になりますけれども、立山舟橋など市街化区域と市街化調整区域の区分を定めない、いわゆる非線引きの13区域の見直しにつきましては、来年度中の策定を目指し、今後パブリックコメントなどによる県民からの意見聴取、見直し案の公告縦覧、県の都市計画審議会に諮るなどの手続を進めていく予定であります。

一方、線引き区域である富山高岡広域の見直しにつきましては、非線引き区域と同様の作業に加えまして、区域区分の見直しも必要になるところでございます。関係する3市や国と調整を図りつつ進める必要があります。ほかの区域よりもう少し時間がかかるという状況かなと考えております。

亀山委員 今言われたように、山沿いのところは除いて開発するという表現になるかと思えます。このプランの都市計画区域の位置を見てみますと、山沿いから大分離れた平地のところ为非線引き都市計画区域になっていると思えます。

それに関しては、やはり各市町村の皆さんも人口減少に敏感になっておりますので、プランの見直しに少しでも便乗させていただきたいなと思っております。

引き続き、安全・安心な地域づくりについて伺います。

立山ルート救急業務体制について伺います。

立山町が行っている立山ルート救急業務（いわゆる立山救急隊）に対する事業補助は、県は4分の1の負担で、金額について言っていないかどうか分かりませんのでこれは言いませんが、

残りは立山町の負担であります。この割合は適切なのかであります。

仮に県警航空隊、県消防防災航空隊のヘリコプターが出動すれば県が負担します。また、救急業務の対象となる立山黒部アルペンルートは国立公園内に立地し、県を代表する観光地であり、外国人も含め多くの観光客が訪れます。立地の特殊性なども考慮し、国や県においても一定の負担があってもいいのではないのでしょうか。

そこで、補助割合の見直しの必要があると考えますが、所見を危機管理局長に伺います。

武隈危機管理局長 立山ルートの救急業務ですけれども、立山町が室堂に救急隊を派遣し実施していただいておりますけれども、県では県内外から多くの観光客が訪れる立山ルートの特殊性に鑑みまして、立山ルートの救急業務にかかる費用に対して、その一部を県が助成する覚書を昭和52年に立山町と締結しております。

この覚書では、補助割合を4分の1としておりますが、これは当時の立山町全体の搬送件数のうち、立山ルートの出動割合の平均値ですけれども、25パーセントであったということから、これを採用することで県と町が双方合意し、現在に至っております。

補助割合の見直しですけれども、消防組織法において市町村の消防に要する経費、費用は当該市町村が負担しなければならないとの定めがありますことや、財源につきましても市町村に対して交付税措置されていることなどから、まずは市町村消防の原則を踏まえまして、他の市町村との不均衡が生ずることないように配慮する必要があると考えております。

また、立山ルートの県の代表的観光地としての重要性や地理的特殊性は認められますものの、覚書締結当時に比べまして出

動件数が増えるなどの補助割合の見直しにつながるような特段の事情の変化というものは見られません。

また、県消防防災ヘリの費用について、委員から県で全て負担しているとお話がありましたけれども、実は航空隊員の人件費につきましては、県内の全市町村から財政力に応じて御負担をいただいているところでございます。

こうしたことから、委員から御提案のありました補助割合の見直しについては、現段階では難しいと考えておりますけれども、このたびの御提案ありましたことを踏まえまして、立山町から救急搬送の実情などをお伺いするとともに、全国の観光地等での救急隊への支援の事例などを調査するなど、今後適切な支援の在り方について研究してまいります。

亀山委員 これに関しては、要するに、地方交付税の中で割当てが決まっているのですか。

武隈危機管理局長 市町村が負担する財源として交付税で措置をされているということでございます。

亀山委員 続いて除雪体制について伺います。

今年も積雪シーズンになりました。いろんな情報がありますが、今年は大雪が予報されています。除雪機械を運転するオペレーターの高齢化により、除雪体制を維持するために除雪オペレーター実地研修を行い、腕を磨いてもらっています。

一人でも多くの方に除雪作業に必要な大型特殊免許を取得してもらうために補助する除雪オペレーター育成事業を実施していますが、吹雪時、積雪量の多いときは除雪して帰ってきても、すぐにまた出なくてはいけなくなったりします。大変な状況ではありますが、冬季の県民生活や事業の活動に支障を及ぼさないよう、大型の降雪が予想される場合は、車道除雪の出動基準よりも早く出動していただければと思いますが、所見を土木部長にお伺いします。

金谷土木部長 県管理道路の除雪では、大雪・暴風雪などの気象警報・注意報の発表や、翌朝までの降雪予測が10センチを上回る場合に除雪企業へ待機を指示しており、待機した除雪企業は、深夜、降雪あるいは路面の状況を確認し、原則、新たに10センチ以上積もってさらに降雪が予想される場合に出動しているという状況であります。

お尋ねの大雪が見込まれる場合、体制を強化する、早めに出るということも含めて計画をしているところでございまして、例えば昨年度、最も厳しい降雪となりました12月21日からの寒波でございましたが、その3日前に気象庁などから大雪に関する合同緊急発表が行われております。

これを受けまして、策定しておりますタイムラインに基づき、車での不要不急の外出自粛、企業や学校からの早めの帰宅、あるいはテレワークなどをお願いする知事メッセージを発出させていただいておりますけれども、除雪の配備あるいは準備といたしましては、交通障害から早期に復旧できるよう、あらかじめ圧雪処理や拡幅除雪、早朝に限らず日中も行う機動的な除雪などに必要な除雪機械やオペレーターの準備を指示している状況であります。

今年もとりわけ大雪が見込まれる際には、事前の準備を行いまして、遅滞なく出動できるよう努めてまいりたいと考えております。

亀山委員 昨年、市内電車のところではまっている車をよく見かけたものですから、こういう質問をさせていただきました。

次に移ります。

積雪量の少ない融雪装置の設置道路や、除雪車の運行状況を知らせ誘導することで、安全な運転につながるとともに、雪による立ち往生を減らす効果が期待できると思います。

そこで、例えば、バスロケーションシステムのようにリアル

タイムの除雪車の運行状況や、融雪装置の設置道路を、全ては無理だと思えますけれども、オンラインで分かるマップを作成してはどうか、所見を土木部長に伺います。

金谷土木部長 お尋ねの案件、2点あるかと思いますが、まず一つ、除雪機械の運行状況につきましては、令和2年度から機械にそれぞれ搭載いたしましたGPSの端末を用いて、我々事務方では現在の位置、それから運行履歴を把握しまして、県民からお問合せいただいた際に、それを活用し、見ながらお答えしているところであります。

しかしながら、このシステムでは除雪機械の位置は把握できるのですが、除雪後の路面の状況をリアルタイムで把握することはできない、そういうようなシステムでございます。県のホームページでは、設置箇所に限られるわけではありますが、道路カメラの画像で路面の状況をリアルタイムで確認できますほか、昨年度からは、AIが判断した路面の積雪状況を広く地図画面上で視覚的に確認できるようにもなったところがございます。

除雪機械の運行状況を地図上に示す御提案につきましては、除雪企業の意見も伺いながら、今後検討させていただきたいと思っております。

もう1点、消雪施設の設置区間を示した地図の提供につきましては、外出する際のルート選定の一助になると考えますけれども、一方で、設置区間は機械除雪が難しく幅員が狭い道路が多いわけございまして、誘導することで混雑が発生したり、事故が発生する懸念もありますので、関係する地元とよく調整して検討が必要かなと考えております。

引き続き、皆様に分かりやすい情報の発信に努め、国、県、市町村、企業一丸となって、安全な道路交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

亀山委員 富山市に通勤しておられる方が、やはり水の出ているところを通りたいと言っていたものですから。よろしく願いいたします。

次に移ります。

札幌市ではスコップ君の雪かき指数を出して、あしたの朝の雪かき指数を掲載しています。雪かき指数は4段階あり「早起きをして頑張りましょう」「雪かきが必要でしょう」「雪かきに備えましょう」「降雪は少ないでしょう」で表示され、道具の用意や防寒着の準備ができます。

もっと範囲を広げた北海道放送HBCでは、テレビ局のキャラクターもんすけを登場させ、もんすけ雪かき予報を出しています。「非常に大変」「とても大変」「やや大変」「必要」「少し必要」「うっすら簡単」「必要なし」と出しています。もう一つ、札幌市では、除雪ゾーンをエリアの色分け画面で表示して、除雪車出動予定エリアも伝えています。

富山県のマスコットキャラクター、きときと君の雪かき予報を出してはどうでしょうか。また、新田知事から一文字頂きまして、新ちゃんの雪かき予報を出してもいいかなと思います。交差点では見かけますが、除雪車が通った後、バス停で待っている方用に除雪用のスコップの備えも必要ではないかと思います。

雪かき予報の情報や、バス停などの雪かきスコップの増設に取り組んではどうか、生活環境文化部長に伺います。

竹内生活環境文化部長 除雪作業につきましては、国、県、市町村といった行政が行う道路除雪だけでなく、住民の自助努力と、そして地域での相互扶助が重要だと考えておりまして、県の総合雪対策基本計画では基本目標の一つとして、「協働で支える元気な雪国」を掲げまして、県民との協働による除排雪を推進しております。

他県の事例を御紹介いただきました降雪予測についてでございますけれども、本県では、富山地方気象台が県内7つの地域ごとの降雪量予測を気象台のホームページ等で発表していらっしゃいますし、報道機関においてもこの降雪量予測が広報され、除雪作業の目安となっております。

また、気象庁のホームページでは、6時間先までの降雪量予測が5キロメッシュで提供されてもおります。県でも、富山の防災WEBや富山県道路情報といったホームページで現在の降雪量、これを御報告していることに加えまして、日本気象協会の降雪量予測などの情報も提供しております。

今後とも、気象庁や報道各社とも連携し、また御紹介いただきました他県の事例等も参考にいたしまして、県民に提供する降雪関連情報がより分かりやすいものとなるように努めてまいります。

また、県民協働による除雪を推進するために、スコップを交差点やバス停などに設置し、地域住民や通行する方々に除雪に御協力いただく「雪と汗のひとかき運動」を平成17年度から実施しております。設置箇所は、当初の100か所から今年度は158か所となっております。小学校周辺では軽いスコップを設置するなどの工夫もしているところでございます。引き続き、地域の実情に沿った設置に努めてまいります。

亀山委員 スコップは見たことはあったんですけど、バス停にも設置されているところもあるということですね。

次に教育の振興について伺います。優秀な教員人材を確保するために。

読売新聞にある教育ルネサンスの記事を読みますと、教員免許状以外の教科を担当なさっている先生が見受けられると載っていました。文部科学省の資料によると、特に技術、家庭、そして美術です。数学や国語でもありました。学校教育の質の

保持・向上のため、教員免許状に応じた授業を担当することが望ましいと考えます。

知事が目指す中高一貫校は、箱物は必要ですが、中高両方ともの教員免許状をお持ちの先生を募集しなくてはならず、かなりハードルが高いのではないかと思います。免許外教科担任制度では1年限りとなっていることから、専門の教員の確保が心配されるところです。

対策として、オンラインによる遠隔授業の充実も必要ではないでしょうか。また、中高一貫校を設置する場合、既存の県立高校に中学校を加える方法も考えられるのではないのでしょうか。

そこで、本県の中学校、高校における臨時免許状や、免許外教科担任制度の教員による指導の状況と改善に向けた今後の取組について、教育長に伺います。

広島教育長 今御指摘いただきました臨時免許状でございますが、普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、教育職員検定、書類審査等を経て授与される免許でございます。本県では今年度当初におきましては、中学校で3件、高等学校で75件がこの臨時免許状を授与された教員による授業となっております。

また、もう一つの、免許外教科担任制度でございますが、こちらは、校内の他教科の免許状を所有します教諭等がその免許外の教科を担当することができる制度でございます。今年度の当初段階では、中学校で50件、高等学校では55件という状況となっております。これらを教科別で見ますと、中学校では家庭や技術、高等学校では工業や農業、公民、家庭で多い状況となっております。

県教育委員会におきましては、これまでも高い専門性を持つ教員を確保するため、採用検査において、工業、情報、技術、家庭など、特に人材確保が難しい教科におきましては、教職課

程がございます全国の大学を対象としました推薦枠の設定と一次試験の免除や教員免許状を有しませんが、特別免許状授与に十分な経験を持たれる社会人を対象とした特別選考に取り組んできております。

引き続き採用検査にさらなる見直しなどを加えまして、専門性の高い教員の確保に努め、また、委員から御提案ありました遠隔授業につきましても、その実施について研究を推し進めるなど、学校教育における専門性の確保に向けて取り組んでまいります。

亀山委員 このことに関連して、免許外教科担任制度を設ける場合、例えば1年じゃなくて3年にすれば、毎年ではなくて1年生から3年間、卒業まで担任を持てると。この点はどうか。

広島教育長 臨時の免許という性質もあろうかと思います。教育職員免許法に基づくものでございますので、どういったようなことが弾力運用できるのか、そこは調べた上での対応となるかかと思います。今この段階では……ということかかと思います。

亀山委員 次に部活動の地域移行の推進について伺います。

県のホームページで公表されている資料によりますと、昨年は10市町で部活動の地域移行などに向けた、実証事業が行われ、その最終報告が掲載されています。また、新たに立山町、魚津市、氷見市の3市町が取り組んでおり、富山市が今年度は見送っているため、今年度は12市町で実証事業に取り組まれていると伺っております。

そこで、実証事業を行っていない残りの入善町、舟橋村、そして今年度見送った富山市を含めて、富山県として部活動の地域移行の推進に向けて、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

また、地域移行されたクラブにおいて、生徒の間でいじめな

どのトラブルがあった場合、さらに言えば、万が一裁判にまで発展するような重大事案が起こった場合、その責任は指導者にも発生するのかどうか、責任の所在について明言されていないように思います。所在を明確化するなど、安心して指導員となってもらえるよう配慮することも必要と考えます。地域移行された部活動内において指導員が責任を問われることがあるのでしょうか。教育長に伺います。

広島教育長 部活動の地域移行につきましては、今年度は12市町で実証事業を行っております。

これにつきましては、学校数、部員数、活動状況、学校の地理的条件などによって、各市町村を取り巻く環境が様々で、地域に応じた取組というのが基本かと思っております。

また、実証事業未実施の市町村におきましても、例えば、もう休日部活動を原則実施せず可能なところから地域移行をすることを決定されましたり、来年度の実証事業に向けて取り組むための関係団体の合意形成などに取り組んでおられるというような形で、地域の実情を踏まえて様々な検討が行われております。

県教育委員会では、市町村が抱えておられます課題につきまして、関係団体、有識者から成ります地域部活動検討委員会をこれまで開催してきておりまして、課題解決に向け取り組んでおります。委員会には全市町村の担当者の方に参加いただき、それぞれの地域移行の取組を報告しますほか、その成果や課題を全市町村で共有するなど、全県での地域移行に向け、今後の市町村の取組の参考にさせていただいております。

国が示しております部活動の改革推進期間は、一応来年度が最終年となっております。国は今年8月に、部活動改革に関する実行会議を新たに立ち上げられまして、令和8年度以降の改革方針を今議論しておられます。

県教育委員会としては、実行会議をはじめとしました国の動きを引き続き注視しますほか、必要な財源措置を国に求めますなど、部活動の円滑な移行に向けた市町村の取組を支援してまいります。併せて……。

亀山委員 時間が気になりますので、次のことに入ります。

地域移行は教職員の働き方改革が前提としてあるのですが、移行しようにも地域に適切な指導者が見当たらない、学校の部活動にあるだけの種目の人材確保ができないといった課題があります。

指導者を探すことは大切ですが、教職員の中には部活動を指導したい方もいらっしゃるかと思います。そういった方に、どんどん部活動指導を任せることも有効なことだと思います。もちろん時間外勤務の問題がありますが、例えば部活動を指導する分、学校内での仕事を減らし、ちょっと聞こえが悪いですけど、スクールサポートスタッフなどにその分、仕事を負担してもらいなどの工夫はできないでしょうか。

また、黒部市の令和5年度の地域活動実証事業最終報告によると、指導者の謝金は1時間当たり1,600円となっています。スポーツや芸術といったスキルの提供、生徒たちの安全管理、指導方針や生徒の様子について教員と共有、生徒に関する情報の管理など、極めて責任が重い活動と言えますが、果たして見合った金額と言えるのでしょうか。

そこで、地域部活動における指導者の確保に向けどのように取り組んでいくのか、引き続き教育長にお願いいたします。

廣島教育長 本県ではまずは主に休日における部活動の地域移行につきまして、国の委託事業を活用して、今年度は12市町で実証事業に取り組んでおりますが、やはり地域や部活動にとっては、委員御指摘のとおり指導者の確保というものが課題になっております。

県教育委員会では部活動や地域クラブの指導者確保に向けまして、人材検索紹介システムでございますパスネットとやまの活用のほか、指導者の派遣や運営支援に協力いただけます部活動応援企業の募集をするなど市町村の取組支援体制を整えております。先般も県議会議員から、良い候補がいるので資料が欲しいという依頼も頂きまして、資料提供もさせていただいております。こうしたことについて、引き続き制度の周知など図ってまいりたいと思っております。

また委員からありましたとおり、指導者として地域クラブ活動への参画に意欲のある教員も存在いたします。そうした教員が、勤務時間外に地域クラブの指導者として無理せず活動していくためには、勤務する学校におきまして、時間外在校等の時間が縮減できるよう図られることが大切になります。

これまで取り組んでまいりました学校における働き方改革を改めて進めていく必要があるかと思っております。これに併せまして、教員には部活動の地域移行の概要、また、兼職兼業制度など服務に関する情報もしっかり周知していくことが必要であろうと考えております。

実証事業における指導者の謝金ですが、これは今、国が示している基準単価を使用しております。現在、先ほども申しましたが、国の部活動に関する実行会議におきましては、指導者の確保、また処遇改善についても議論がされているところでございます。県教育委員会としては、この議論、しっかり注視してまいりたいと思っております。

亀山委員 次の質問に移ります。これも教育長にということになります。

県立高校の1人1台端末導入についてお伺いいたします。

何人かの方が質問されておりますけれども、教育警務委員会に出された資料によると、貸与だったタブレット端末が来年度

より購入へと切り替わります。

現時点では、来年5月下旬から8月頃までに端末を準備していただくことを想定し、来年3月の合格者説明会で詳細を案内する予定となっておりますが、制服代、教科書代、交通機関定期券代など入学に係る費用は、保護者にとって事前に知っておきたいことだと思います。詳細の発表を早めることはできないのでしょうか。

また、私の勘違いかもしれませんが、指定機種にクロームブック、iPad、ウィンドウズ端末が挙げられており、比較的安価に購入できるAndroidタブレットは1人1台端末としては利用できませんとありますが、なぜなのでしょう。

もし利用予定のアプリがAndroidに対応していないということが理由であれば、保護者が合わせるのではなく、アプリをAndroid対応にするほうが合理的ではないでしょうか。

保護者負担に配慮した対応が必要ではないかと考えますが、所見を教育長にお伺いします。

広島教育長 県教育委員会におきましては、タブレット端末の保護者負担への移行をお願いする旨のパンフレットを作成し、先月上旬から市町村立の中学校などを通じて、3年生や保護者の皆様をお願いをしているところです。

文部科学省におきましては、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることを目指すGIGAスクール構想の実現に向けまして、義務教育段階ではございますが、「学習者用コンピュータ最低スペック基準」を定めておられまして、推奨するものとして、今ほど委員からもございましたキーボード付きのウィンドウズ端末、2つ目にクロームブック、3つ目にiPadの3種類が示されております。

各県立高校においても、この3種類の端末の中から学校にお

いて使用するものを年内に選択し、なるべく早く、1月にはホームページ等で各校で使用する端末の種類をお知らせしたいと考えております。

また、A n d r o i d 端末でございますが、新型コロナウイルス流行期に暫定的に利用を認めておられた都道府県もあると聞いております。ただ、A n d r o i d のスマートフォンや、i P h o n e もですが、画面が小さく学習に不向きとされ、A n d r o i d タブレットはメーカーや仕様が同じでも年式の差が非常に大きく、残念ながら学校で対応不可能な不具合も生じている例があるということを知り及んでおります。

そのため、先行された都道府県におかれましても、その多くが学年進行によって、先ほどの3種類の端末の中から選択する方針へ移行されているという状況もお聞きしております。このため、本県におきましても、国のほうから示された3種類の端末から選択をお願いしたいという方向で、今検討しているところでございます。

亀山委員 ただアプリがA n d r o i d に対応していないということではないということですか。

広島教育長 今ほどご指摘の部分もあろうかと思えます。

それに加えて、答弁しましたとおり、メーカーや仕様が同じでも年式の差が非常に大きい。そのために学校で対応不可能な不具合もあると、そういったことが先行県で移行された理由と聞いております。

亀山委員 ちょっと納得のいくようないかないような内容ですけれども分かりました。

次に不登校についてお伺いたします。

不登校児童については、県内の小中高等学校の不登校児童生徒数が過去最多となるなど、不登校の人数が注目されている傾向にあります。

しかしながら、一くくりに不登校といっても原因は様々です。いじめ、いじめではないがクラスになじめない、授業が面白くない、分からない、無気力、登校に対する漠然とした不安、学校に意義を感じず自分の好きなことを追求したいなど、原因は多様かと思えます。

不登校の原因が異なれば、当然支援の在り方も異なると思えます。知事には公約で、誰一人取り残さず、全ての子供が学ぶ場所と居場所を確保すると掲げられております。

そこで、県として、不登校の具体的な理由とその人数の把握はどこまでしているのでしょうか。現状と、どのように分析し対策に取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

新田知事 県内の小中高校の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の3,255名となりました。その要因としては、コロナ禍の影響による登校意欲の低下傾向が続いているということが考えられます。

また、令和5年度の不登校に関する調査によると、本県では「学校生活に対してやる気が出ない」、あるいは「生活リズムが不調」といったことに対する相談が多い傾向にあります。子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりすることがうかがえる調査です。

この対策としては、まずは子供たちの個々の状況に応じた適切な支援を行うことが重要となると思えます。県ではこれまでも、国の事業を活用して、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーなどを配置し、学校内での教育相談体制の充実に努めてきたところです。今後もこれを拡充するため、引き続き国に対して要望してまいります。

また、困難を抱える子供たちが安心して学ぶ場所や居場所の確保も重要です。県では、フリースクールなどを運営する民間施設に対し、子供の居場所の開設に係る経費などを支援してい

ます。また、今年度からフリースクールなどの民間施設を利用する家庭に対して、当該施設の利用料の一部を支援する事業を始めておりました。制度のさらなる周知に努めてまいります。

このほかにも、市町村で設置が進んでいる校内教育支援センターについて、国の事業をにらみながら、設置の促進や支援員の配置支援について検討するなど、市町村と連携して多様な子供の学ぶ場所、居場所の確保に努めていきたいと考えております。

亀山委員 市町村と連携して、公約どおり誰一人取り残さず、全ての子供に学ぶ場所を確保するという事に努力をしていただきたいなと思います。

ありがとうございました。終わります。

瘡師委員長 亀山委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午後0時00分休憩